

# 地域外来・検査センターへの紹介の考え方

(令和2年6月1日現在)

※「新型コロナPCR検査外来」と紹介していましたが、国の通知に合わせ、名称は「地域外来・検査センター」となりました。

※問診、紹介手順は、別添資料をご覧ください。

## 1. 以下の患者は、帰国者・接触者相談センター（保健所）に相談する。

- ①小学生までの小児（ただし、5、6年生で検査を受けることが可能と主治医が判断した場合は地域外来・検査センターで対応）
- ②妊婦（ただし、主治医が可能と判断した場合は地域外来・検査センターで対応）
- ③著しく強い倦怠感・呼吸困難症状を訴える者
- ④胸部X線撮影等で肺炎像の見られる者
- ⑤症状や車を運転しない等により、自力で「地域外来・検査センター」を受診できない者（ただし、家族が車に乗せてくる場合は地域外来・検査センターで対応）

## 2. 医療機関（かかりつけ医）がPCR検査を必要と判断した患者は、全て検査対象とする。

かかりつけ医からの紹介患者はすべて対象となり、検査可能な人数を超える場合は、検査実施が翌日送りとなります。

※PCR検査対象の目安を「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（令和2年5月8日付）が改正されたことに伴い以下のように見直しました。この目安は、今後の状況に応じて見直します。

- ①強い倦怠感や呼吸器症状、高熱等の強い症状がある者
- ②2週間以内に、コロナウイルス感染症者や疑われる者と接触歴があり、発熱や感冒症状がある者
- ③2週間以内に、県外（特に感染拡大がみられる地域）に行っており、発熱や感冒症状が続く者
- ④2週間以内に、密集・密接・密閉となる施設の利用があり、発熱や感冒症状が続く者
- ⑤基礎疾患があり、発熱や感冒症状が続く者
- ⑥高齢者で、発熱や感冒症状が続く者
- ⑦医療従事者等、ハイリスクの職業で発熱や感冒症状が続く者
- ⑧その他、かかりつけ医が新型コロナ感染症を疑う者